

# 岐阜県公報

## 目次

### 公 示

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・準中型  
 ・普通・大特・普自一・牽引<sup>けん</sup>・大型二種・普通二種)の実  
 施 (運転免許課) <sup>ページ</sup> 一

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・準中型  
 ・普通・大特・普自一・牽引<sup>けん</sup>・大型二種・普通二種)の実  
 施 (同) <sup>ページ</sup> 三

号外(四) 平成二十九年三月二十四日

## 公 示

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・準中型・普通・大特・普自一・  
 牽引<sup>けん</sup>・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四  
 項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則  
 (平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第二条の規定により公示  
 する。

平成二十九年三月二十四日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

### 一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期	日	場 所
大型自動車免許に係る 技能検定員審査(大型)	平成二十九年九月八日	同 月十五日	岐阜市三田洞東一丁目 二二番八号
同	同	同 年十一月一日	岐阜県警察本部交通部
同	同	同 月二十七日	運転免許課岐阜自動車 運転免許試験岐阜試 験場
中型自動車免許に係る 技能検定員審査(中型)	平成二十九年九月四日	同 月十三日	
同	同	同 月二十五日	
同	同	同 年十月二十六日	
同	同	同 年十二月一日	

<p>準中型自動車免許に係る技能検定員審査(準中型)</p>	<p>平成二十九年九月十四日 同 月二十二日 同 月二十九日 同 年十月二十七日 同 年十二月四日</p>
<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査(普通)</p>	<p>平成二十九年六月二十七日及び 同 月二十八日 同 年七月十九日 同 年八月九日</p>
<p>大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査(大特)</p>	<p>平成二十九年九月七日 同 月十一日 同 月二十一日 同 月二十八日 同 年十月二十三日 同 月三十日 同 年十一月三十日</p>
<p>普通自動車二輪車免許に係る技能検定員審査(普自二)</p>	<p>平成二十九年九月五日 同 月十二日 同 月十九日 同 年十月二十四日 同 月三十一日 同 年十一月二十八日</p>
<p>牽引免許に係る技能検定員審査(牽引)</p>	<p>平成二十九年九月六日 同 月二十日 同 月二十七日 同 年十月二十五日 同 年十一月二十九日</p>
<p>大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査(大型二種)</p>	<p>平成二十九年五月一日 同 月二十三日 同 年十二月一日</p>

  

<p>中型自動車第一種免許に係る技能検定員審査(中型一種)</p>	<p>同 月十五日 平成二十九年五月一日 同 月二十三日 同 年十二月一日 同 月十五日</p>
<p>普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(普通二種)</p>	<p>平成二十九年五月一日 同 月二十三日 同 年十二月一日 同 月十五日</p>

  

二 技能検定員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

- ア 審査申請書
- イ 住民票の写し
- ウ 運転記録証明書
- エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し
- オ 第二種免許に係る審査については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる審査の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める規則第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証の写し
- (ア) 大型二種 技能検定員資格者証(大型)
- (イ) 中型二種 技能検定員資格者証(中型)
- (ウ) 普通二種 技能検定員資格者証(普通)
- カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- 2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)
- 三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

1 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

<p>審査項目</p>	<p>審査細目</p>	<p>審査方法等</p>
-------------	-------------	--------------

技能検定に関する知識	技能検定に関する知識	技能検定員として必要な自動車運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
		自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	技能検定に関する知識	自動車運転技能の評価方法に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する知識	技能検定員として必要な自動車運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十二号）	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、
技能検定に関する知識	第二条第三項に規定す	文式のものにあつては八十五パーセント以上、

  

審査の種類	期	日	場	所
大型自動車免許に係る教習指導員審査（大型）	平成二十九年五月十二日	同	岐阜市三田洞東一丁目二番八号	岐阜県警察本部交通部運転免許課岐阜自動車運
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

  

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

平成二十九年三月二十四日

岐阜県公安委員会  
委員長 古田善伯

道路交通法に基づく教習指導員審査（大型・中型・準中型・普通・大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

自動車運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。



		に係る教習指導員審査 (普通二種) 同 同 月二十三日 同 同 年十一月一日 同 同 月十五日	
二 教習指導員審査の申請手続に関する事項 1 申請に必要な書類 ア 審査申請書 イ 住民票の写し ウ 運転記録証明書 エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し オ 第二種免許に係る審査については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる審査の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める規則第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証の写し (ア) 大型二種 教習指導員資格者証(大型) (イ) 中型二種 教習指導員資格者証(中型) (ウ) 普通二種 教習指導員資格者証(普通) カ 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由) 三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項 1 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等			
審査項目	審査細目	審査方法	等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)(ウ)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十八パーセント以上をいう。(以下同じ。)
2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等 教習に関する知識 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識 自動車教習所に関する法令についての知識 教習指導員として必要な教育についての知識 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。			
審査項目	審査細目	審査方法	等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十八パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習に必要な教習の技能	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業務の適正化に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

平成二十九年三月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
一  
岐阜文芸社

る法律（平成十三年法  
律第五十七号）第一  
第一項に規定する自動  
車運転代行業に関する  
法令についての知識